⑵　入札参加者を選定するための基準
次のものを勘案するものとする。
①　業務実績、業務成績、表彰の有無
②　配置予定管理技術者の経験及び能力
資格等、業務実績、業務成績、表彰の有無、業務対象地域内での業務実績
③　事故及び不誠実な行為による措置状況
⑶　参加表明書に関する要件
①　参加表明書の提出者に対する要件
同種業務の実績
参加表明書を提出する者は、平成14年度以降公示日までに完了した以下に示す同種業務の実績を有さなければならない。ただし、各地方整備局（港湾空港関係）発注の業務のうち業務成績点が60点未満の業務、及び再委託による業務については実績として認めない。
同種業務：空港の環境影響評価（第一種事業）に関する現地調査業務（本業務の環境調査項目に該当するものに限る）
参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種業務の実績を有さなければならない。また、他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成14年度以降公示日までに実施した業務の実績を有さなければならない。ただし、各地方整備局（港湾空港関係）発注の業務のうち業務成績点が60点未満の業務、及び再委託による業務については実績として認めない。
②　配置予定技術者に対する要件
１）配置予定技術者の資格
以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は平成25年１月25日を予定する。
●配置予定管理技術者
・技術士（総合技術監理部門（建設、環境）、建設部門又は環境部門）
・土木学会特別上級、上級又は１級技術者
・ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil、Structural、Environmental）
・ＲＣＣＭ（建設環境部門）（但し、空港関係の実務経験を３年以上有する者）
２）配置予定技術者に必要とされる同種業務の実績
配置予定管理技術者は、上記①において参加表明書の提出者に対する要件に示される「同種業務」について、平成14年度以降公示日までに完了した業務の実績を有さなければならない。ただし、各地方整備局（港湾空港関係）発注の業務のうち業務成績点が60点未満の業務、及び再委託による業務については実績として認めない。
３）業務実施体制に関する要件は、以下のとおりとする。
⑺　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
⑴　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
⑼　設計共同体による業務を実施する場合
・業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
・一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
・代表者が管理技術者を配置すること。
・各構成員は実施する分担業務に応じて、１名以上の担当技術者を配置すること。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内であって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
②　国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
③　上記において評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
⑵　総合評価の評価方法
①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点の配分点は30点とする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）
③　技術評価点の算出方法　技術提案書等の内容に応じ、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の配分点は60点とする。
Ⅰ．配置予定技術者の経験及び能力
Ⅱ．実施方針
Ⅲ．技術提案
Ⅳ．技術提案等の履行確実性
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
技術評価の得点合計＝（Ⅰに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（Ⅳの評価に基づく履行確実性度）
技術提案評価点＝（Ⅱに係る評価点）＋（Ⅲに係る評価点）
⑶　技術評価点を算出するための基準　各評価項目について評価基準に基づき技術点を与える。（入札説明書参照）
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部経理調達課契約管理第一係　電話092―418―3345　ＦＡＸ092―418―3323
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
①　入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスにより交付する。交付期間は平成24年12月25日から平成25年３月29日（最終日は17時00分まで）。
入札情報サービスホームページアドレス
http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/
②　上記①に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記⑴の担当部局において交付（貸与）する。交付期間は平成24年12月25日から平成25年３月29日までの、（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第１条に定める行政機関の休日を除く）９時30分から17時00分まで。
⑶　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
①　提出期限：平成25年１月15日16時30分
②　提出場所：上記⑴に同じ。
③　提出方法：
１）電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出。但し、容量が３ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）すること。
２）紙入札方式による場合　持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）すること。